



中津市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年1月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市連合自治委員会</p> <p>[補助金等名] 令和4年度中津市連合自治委員会補助金</p> <p>[所管部局・課] 総務部総務課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 理事会及び研修会を開催した際、1人当たり4,000円のお弁当を購入していた。 (32人分128,000円) 市の令和4年度当初予算編成時の留意事項では、食事1人当たり600円が上限であることから見ても4,000円のお弁当は常識の範囲外だと思われる。今後は金額の見直しを検討されたい。 なお、研修時のお弁当代は社会通念上、公金で賄われることがふさわしくなく、団体の自主財源で賄うべき経費である。補助対象外経費として計上し、実績報告書を修正・再提出されたい。</p> <p>② 視察研修として、佐賀・長崎へ行っているが、視察研修報告書の内容を見ると、観光スポットを巡っているだけのようである。慰労を伴う旅費・宿泊費については、社会通念上、公金で賄われることがふさわしくない経費とされているため、今後は、研修内容を見直すか、すべて自主財源で行うか検討されたい。 改めて活動内容を見直し、補助金の交付目的である「中津市の地域振興の向上を図る」ための活動に役立ててもらいたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>次年度繰越金が増え続けている。新型コロナウイルス感染症の影響で各事業ができなかった影響も大きいとは思いますが、補助対象事業を精査し補助金額の縮減を検討されたい。</p>	<p>今回の指摘に対して、今後は当初予算編成時の留意事項も踏まえたうえで、お弁当の金額の見直しを行います。 また、今回支払った分の経費は、補助対象経費の対象外として実績報告書を修正し、11月27日に再提出いたしました。</p> <p>今回の指摘に対して、研修旅行の中止または自主財源のみによる実施の検討を行い、自治区活動費として各自治区へ分配するなどし「中津市の地域振興の向上を図る」ための活動に役立てたいと思います。 また、視察研修に行く場合は、研修の目的とねらいを定めたいと実施いたします。</p> <p>今回の指摘に対して、今年度は定期総会や視察研修など各事業を開催しており、来年度以降は次年度繰越額が逡減していく見込みです。 当補助金は、地域活動の活性化や地域振興の向上にも寄与しており、各地区の自治会活動に欠かせない財源の一部となっていますが、繰越額が増加している現状等も踏まえ、次年度繰越額に応じて補助金額の縮減を行います。また、補助対象事業についても今一度精査いたします。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] ほたるの会</p> <p>[補助金等名] 中津市周辺地域振興対策事業補助金</p> <p>[所管部局・課] 耶馬溪支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① コンサートのチケット代収入及び前年度繰越金について、補助対象収入として計上せず補助対象経費を減額する形で決算書を作成していた。補助金額の算定には誤りがないものの決算書の作成方法に誤りがある。補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入がある場合には、その収入は補助対象収入として補助対象経費の財源に充当されるべきものとして計上すべきである。また、前年度の剰余金を翌年度に繰り越した前年度繰越金についても同様の趣旨である。実績報告を修正し市に再提出を行うとともに、今後は補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入等がある場合には補助対象収入として計上されるよう留意されたい。</p> <p>② 監査の実施にあたり提出を求めた会計経理書類について、法人の定款第41条（会計の原則）及び第46条（事業報告及び決算）の規定に基づき作成されるべき帳簿類及び財務諸表を作成していないとのことで提出がなかったため、団体の定款や会計の原則に従った適正な会計処理が行われているかどうかの確認ができなかった。補助対象経費等については領収書等その他の書類により額の確認はできたが、現状の会計処理は、特定非営利活動促進法及び法人の定款に違反している。関係法令等に基づいた適正な会計処理の実施を求める。</p>	<p>ご指摘の件につきましては、チケット代及び前年度繰越金を補助対象収入として修正した実績報告書を再提出いたしました。</p> <p>また、今後は補助対象事業の実施に伴い直接得られる収入等は、補助対象収入として計上するよう改めます。</p> <p>ご指摘の件につきましては、今後は特定非営利活動促進法及び法人の定款に基づいた会計処理を行うように改め、補助金の不正な使用の防止並びに活用の適正化を図ってまいります。</p>	